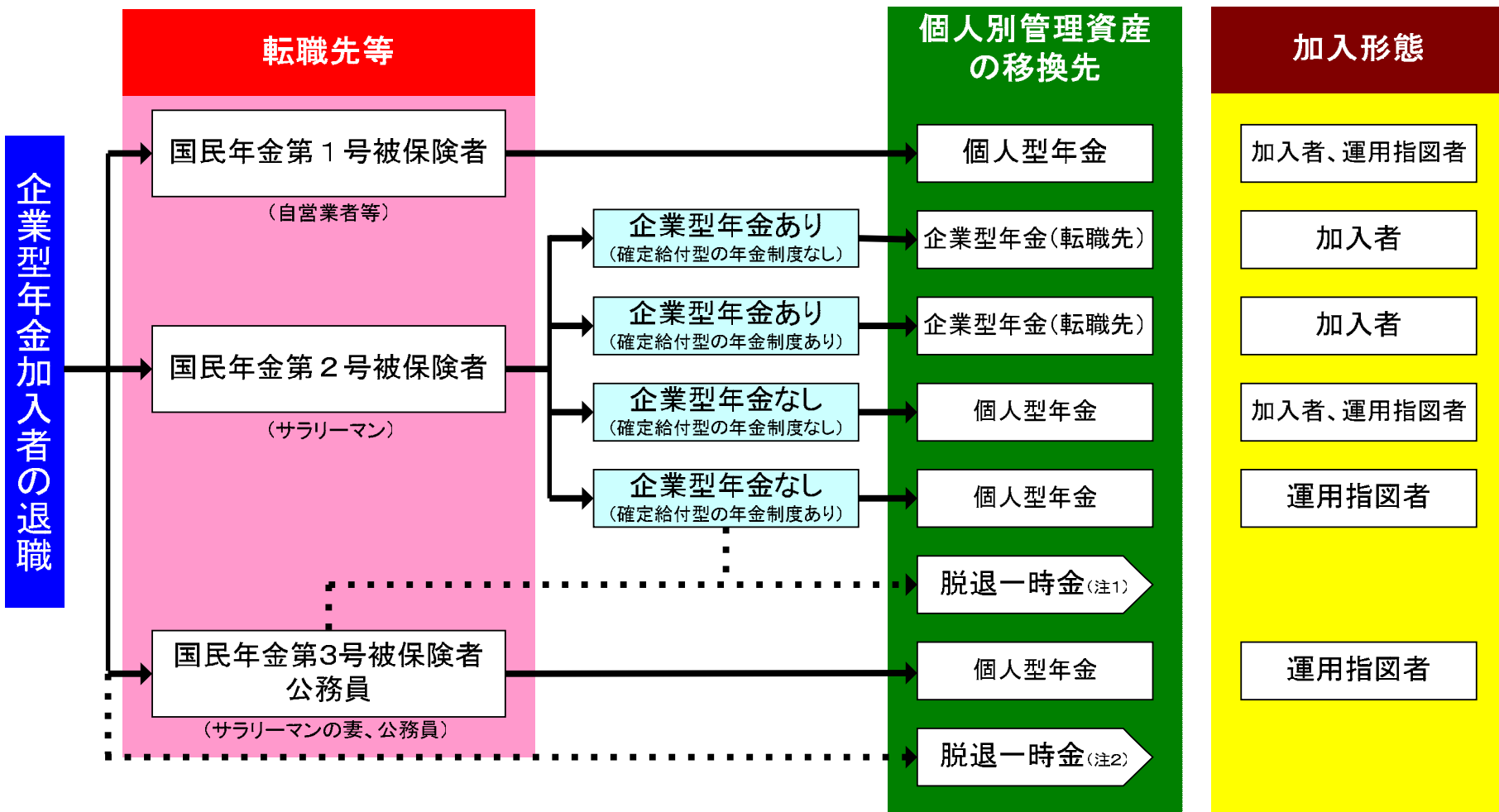


3. 確定拠出年金間のポータビリティ

- 企業型年金加入者だった者が、転職した先の企業の企業型年金加入者となった場合には企業型年金へ、国民年金の第1号被保険者となった場合には個人型年金へ資産を移換する必要がある。
- 転職した先の企業に企業型年金がない場合は、個人型年金へ資産を移換する必要がある。ただし、転職先の確定給付型の年金制度の加入者となった場合は、個人型年金運用指図者（掛金を拠出せず、運用の指図のみ行う者）となる。
- 国民年金の第3号被保険者となった場合や公務員になった場合などは、個人型年金運用指図者となる。



(注1) 確定拠出年金制度に加入できない者であること、資産額が50万円以下又は掛金の通算拠出期間が3年以下であることなどに該当する場合。

(注2) 資産額が1.5万円以下であることなどに該当する場合。